

## 平成 30 年度定期監査報告書

### 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

### 2. 監査を執行した監査委員

監査委員 土尻 滋

監査委員 河野 健一

### 3. 監査の対象及び範囲

企画経営課，税務課，地域づくり推進課，高齢福祉課，障がい福祉課，産業政策課，下水道課，学校教育課，農業委員会事務局における平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 11 月末日）に執行した事務事業。

### 4. 監査期日

平成 31 年 1 月 15 日（火） 障がい福祉課

平成 31 年 1 月 17 日（木） 学校教育課，高齢福祉課

平成 31 年 1 月 18 日（金） 地域づくり推進課，企画経営課

平成 31 年 1 月 22 日（火） 下水道課，農業委員会事務局，産業政策課

平成 31 年 1 月 23 日（水） 税務課

### 5. 監査の主な観点

#### (1) 事務事業及び予算の執行状況について

- ・事務事業及び予算の執行は，適法で計画的，効率的に行われているか。
- ・徴収・収納事務は適正に行われているか。
- ・支出の手続きは適正か。

#### (2) 工事請負費・委託料・賃借料・備品購入費の執行状況について

- ・契約の方法は適正か。
- ・契約は適正に履行されているか。

#### (3) 補助金・助成金等交付の執行状況について

- ・手続きは関係法令や要綱等に基づいて行われているか。
- ・補助団体に対し，関係法令や要綱等に則り適切な指導・監督を行っているか。

#### (4) その他

- ・財産の管理は適切に行われているか。

- ・施設の維持管理は適切に行われているか。

## 6. 監査の方法

監査対象課室局より事前に関係書類の提出を求め「予算事業の概要と進捗状況等一覧（様式1）」「執行状況確認調書（様式2）」「補助金等関係調書（様式3）」その他関係証憑等を審査した。審査に当たっては、対象課室局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。

## 7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び事業の執行状況は、関係法令等に従い概ね適正に処理されていたと認められる。

改善，検討を要する事項，また，評価できる点については以下に示す。内容に応じて，それぞれ必要な措置を講じ，適正かつ効率的な事務の執行に務められたい。

### (1) 障害者福祉団体に対する補助金交付について

障害者福祉団体に対する補助金に関しては，東海村身体障害者福祉協議会，社会福祉法人愛信会，心身障がい児者親の会に対し，各々の補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。所管課によれば，特定の団体だけに補助金を交付していることに疑問があり，また，新たな団体が組織された場合等の対応について不安があるということである。

これら3団体については，その趣旨が障害者等に対する地域住民の理解の促進や保護の念の啓発，その他障害者等の福祉の向上に係る事業を行うことにあることから，補助金の交付自体は適切と考えられる。しかし，補助金交付要綱を見ると，補助対象事業に類似する点が多く補助対象経費も一致しているにもかかわらず，別個の要綱として規定されている。このため，補助対象事業を行う他の団体や新たに組織された団体から申請があった場合の対応が難しいものとなっている。

これらのことから，村の障害者施策の方向性と合致する事業を行う者に対して補助金を交付するような形に当該各要綱を一本化し見直しを行うなど，障害者団体に対する補助金を再定義することが必要ではないか。ただし，このような見直しは村内の障害者団体の活動に影響を与え得るため，十分な調査・検討のうえで対応してもらいたい。

### (2) 債権管理回収業務における関係書類の適正管理について

経過的デイサービス利用者負担金過年度分1件11,540円については，平成18年度から平成19年度頃の未納分であるものの，組織改編に伴う所管替え等により記録の多くが消失しており，滞納整理の実施が難しい。また，平成26年度に未納金の一部が納付されているが，時効成立前の納付であることの確認も困難であり，これらの状況を踏まえ今後不納欠損するということである。

当該債権については、既に多くの記録が失われ回収も見込めないため、不納欠損することはやむを得ない。また、詳細な調査により現状を明らかにした所管課の努力は評価できる。しかしながら、債権の管理が不適切であり、不納欠損する原因となったことは、所管課の認識が甘く怠慢であったと言わざるを得ない。

現在所管課では、未納が発生しないよう努め適切な管理が行われているようだが、特に税外収入については、職員が取扱いに慣れていないなどの理由で管理が行き届いていないと思える面がある。根拠法令や債権発生から消滅までの一連の流れを文書化するなどして職員が共有し、全庁を挙げて債権の適正な管理と回収を徹底していただきたい。

### (3) 東海村小・中学生各種大会派遣費補助金の適正な事務処理について

東海村小・中学生各種大会派遣費補助金については、実績報告書や収支決算書が未提出のものが東海南中学校において2件あった。そのうち1件は平成30年7月28日から29日にかけて、もう1件は同年8月10日に開催された大会の参加に係る実績報告である。このほかに、監査対象期間外ではあるが、提出期限までに提出されていないものが東海中学校で2件、東海南中学校で1件あった。所管課によれば、当該補助金の手続きに関し、大会開催後1ヵ月以内に実績報告書等を提出するよう説明し手引きを配付しているほか、補助金の交付決定時など補助対象団体とのやり取りの都度、口頭で催促を行っているが、提出されないということである。このため、補助金額の確定や補助金の交付が未だ行われていない。

東海村補助金等交付規則第14条において、実績報告書等の提出期限は、補助事業等が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日とされており、東海南中学校の2件については、提出期限が同年8月28日と9月10日になる。従って、補助対象団体に指導して速やかに実績報告書等を徴すべきである。

### (4) 学校教育施設の保全について

公共施設においては、予防保全型の維持管理と長寿命化により計画的な管理に取り組むことが重要である。学校教育施設における予防保全の取組みとしては、法定点検の実施に加え、各校の教頭が目視による日常点検を行っている。修繕等に関しては、簡便なものについて用務員の一部が対応する場合もあるようだが、基本的には、所管課が優先度等を勘案しながら予算を確保し、調査委託や修繕工事等の計画的な執行に努めている。しかし近年は、施設の経年劣化等により修繕等を要する箇所が増加傾向にあるため、緊急的対応が必要な事案が発生する度に、補正予算や流用、予備費充用等により予算を確保することが課題になっているということである。

緊急的な修繕等に対応する予算の確保については、その都度、問題なく予算措置が行われることは当然であるが、これまでの緊急的対応を要する事案の傾向を基に一定額の予算を枠取りするなど、予算制度の中での工夫を検討する余地があるので

はないか。また、設備工事や施設保全業務等の経験がある用務員についての検討・調整を行い、軽微な補修は用務員の対応とするとともに、日常点検を強化することも考えられる。

学校教育施設の保全については、本来的には体制を整えるべきと考えるが、まずは、現状の制度や体制を前提に可能な改善策について検討を行ってほしい。

#### (5) 地域包括支援センターにおける人員配置について

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を配置して、住民からの各種相談を幅広く受け付け、これらの3職種が医療、福祉、介護という各々の得意分野を活かして、連携を取り合いながら包括的な支援につなげる役割を果たすものである。所管課によれば、現在当該センターには保健師2名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士1名が配置されている。しかし社会福祉士は育児休業中でその代替職員は当該資格を有しておらず、実態として社会福祉士の配置がないため、非常勤職員として有資格者を募集しているが応募もない状況だという。

地域包括支援センターの必須事業である包括的支援事業では、職員に係る基準と人数が、介護保険法施行規則に定める従うべき基準に基づき、村条例で規定されており、1つの地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者数（65歳以上の被保険者数）が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者を1名ずつ配置することとなっている。そして介護保険法により、当該配置基準は遵守しなければならないものである。本村の第一号被保険者数は平成30年3月31日現在9,285人であるので、本村では包括的支援事業を実施するに当たり、これらの3職種又はこれに準ずる者を2名ずつ配置することが法的義務となっている。

現状の地域包括支援センターの人員配置では、社会福祉士2名及び主任介護支援専門員1名が配置基準上の不備となっており、特に社会福祉士が担う総合相談支援業務が十分に行われていないという実務上の弊害も出ているようである。また、包括的支援事業の配置基準を満たしていないため、国から交付される保険者機能強化交付金において人員配置に係る加算がなされず、交付額に影響しているという。

このことから、まずは、実務上も必須である社会福祉士の資格を持つ職員を配置すべきである。そしてできるだけ早く、法令等に従い3職種又はこれに準ずる者を2名ずつ配置し、包括的支援事業の充実強化を図るべきである。

民間コンサルティング会社の調査報告書（平成29年3月）によれば、全国の市町村に設置された地域包括支援センター4,905カ所のうち、市町村直営による設置が25%、委託が75%という現状もある（本村と同様に対象者が6,000～1万2,000人未満の市町村では直営が57%）。本村が、法令等に則った適正な人員配置を行ったうえで包括的支援事業を実施することが難しいのであれば、当該事業の委託についても検討を進める必要がある。

#### (6) 高齢者福祉、介護保険サービス業務の更なる充実について

高齢者福祉や介護保険制度に関しては、介護予防・健康づくりや生きがいくくりをはじめ、高齢者を支える地域づくり、生活支援、認知症施策、在宅や施設での介護保険サービス給付など多種多様な事業が行われており、住民生活に大きな影響がある分野である。

所管課では、日々、住民に寄り添いながらこれらの業務を遂行している一方で、多くの問題点や課題を認識していることから、その原因や理由、解決策を検討し、業務をさらに充実させていただきたい。

また、福祉分野では制度改正が頻繁に行われるため、関係事業所や地域コミュニティ等との協力関係を深めつつ適切な指導を行うことも必要である。職員が的確に業務を行えるよう、OJTの充実や各種研修への積極的な参加等を通じて業務遂行能力のより一層の研鑽に努め、本村の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、引き続き尽力させていただきたい。

#### (7) 新たな手法による村政懇談会の開催について

村政懇談会は、住民の行政への関心と理解を深めるとともに、住民参加を推進することを目的として、例年地区ごとに夏の平日夜間に開催され、村長の村政報告の後、挙手した住民の質問や要望に対し村執行部が回答する形で行われている。

所管課によれば、参加者や発言者が固定化する傾向にあり、また、本懇談会が村への要望の場となっており、本来の目的が損なわれているとのことである。このため、平成30年度は、開催日程や手法等について、新たなやり方を例示しながら各地区と協議を重ね、2地区において、休日日中の開催や住民によるテーマの設定、小グループによる討論などを取り入れることになったという。その結果、当該2地区の努力もあって、若い方の参加も得られ、グループ討論でも活発な意見交換が行われたということである。

このような新たな手法は、参加した住民が発言しやすい雰囲気を作ることで、より多くの意見等を出してもらうことができ、また住民同士あるいは住民と村担当者との議論を通じて行政への関心と理解が深まるものと考えられる。この結果を他の地区にも広く知っていただき、新たな手法が広がっていけば、村政懇談会に参加する住民も増え、本懇談会が充実していくのではないかと。一方、グループ討論結果の発表などを負担に感じる住民もいるものと思われる。所管課には、各地区のサポートはもとより、地区とともにより良い手法を模索し認識を共有しながら、一層多様な住民の参加と活発な意見交換が行われるよう、引き続き努力してもらいたい。

#### (8) デマンドタクシーについて

本村の地域公共交通については、路線バスとデマンドタクシーの運行により細やかな対応がされており、いずれも年々利用者数が増加している。これは、所管課や関係者の工夫と努力の積み重ねによるものである。

デマンドタクシーについては、所管課によれば、利用者が増加する一方で、帰路に係る無断キャンセルが発生し、相乗りしている他の利用者への影響や新たな予約を断らざるを得ないなどの問題があるという。とは言え、無断キャンセルの理由は、予約自体を忘れてしまう、出先で出会った知人に送ってもらうなど悪意のないものであり、オペレーターによる予約受付時の確認の徹底やドライバーによる帰りの時間の声かけ、タクシー車内へのお知らせの掲示などの対応により、件数自体は少ないということである。

デマンドタクシーは、高齢者など移動制約者に対する外出支援策としては無論のこと、まちの活性化にも貢献する重要なインフラである。無断キャンセルについても引き続き削減の努力をするとともに、利用者や住民の声を聴きながら、より一層利用しやすいものとなるよう尽力していただきたい。

以上、報告する。

平成 31 年 2 月 28 日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 河野 健一